

かしこい消費生活

7月1日から

PL法がスタート!!

・・・でもPL法って一体何なの？

答

PL法=製造物責任法

PL法とは、製造物責任法のこと。欠陥製品で被害にあった消費者を救済するための法律です。

製品の欠陥によって消費者の生命、身体または財産に被害を受けた場合、被害者は製造会社などに対して、損害賠償を求めることができるようになります。ただし、その製造物だけが被害を受けた場合は、この法律の対象になりません。

Product
Liability
法

プロダクト
(製造物)
ライビリティー
(責任)

Q

PL法は、いつから有効な法律ですか？

PL法は、ことしの七月一日から施行されます。七月一日以前に製造業者から出荷された製品で事故が起きた場合も適用されません。

※PL法の対象になるのは、製品の欠陥によって人の生命、身体または財産に被害を受けたとき。製品が壊れただけでは、対象になりません。



Q

PL法によって損害賠償が認められるのは、どんな場合？

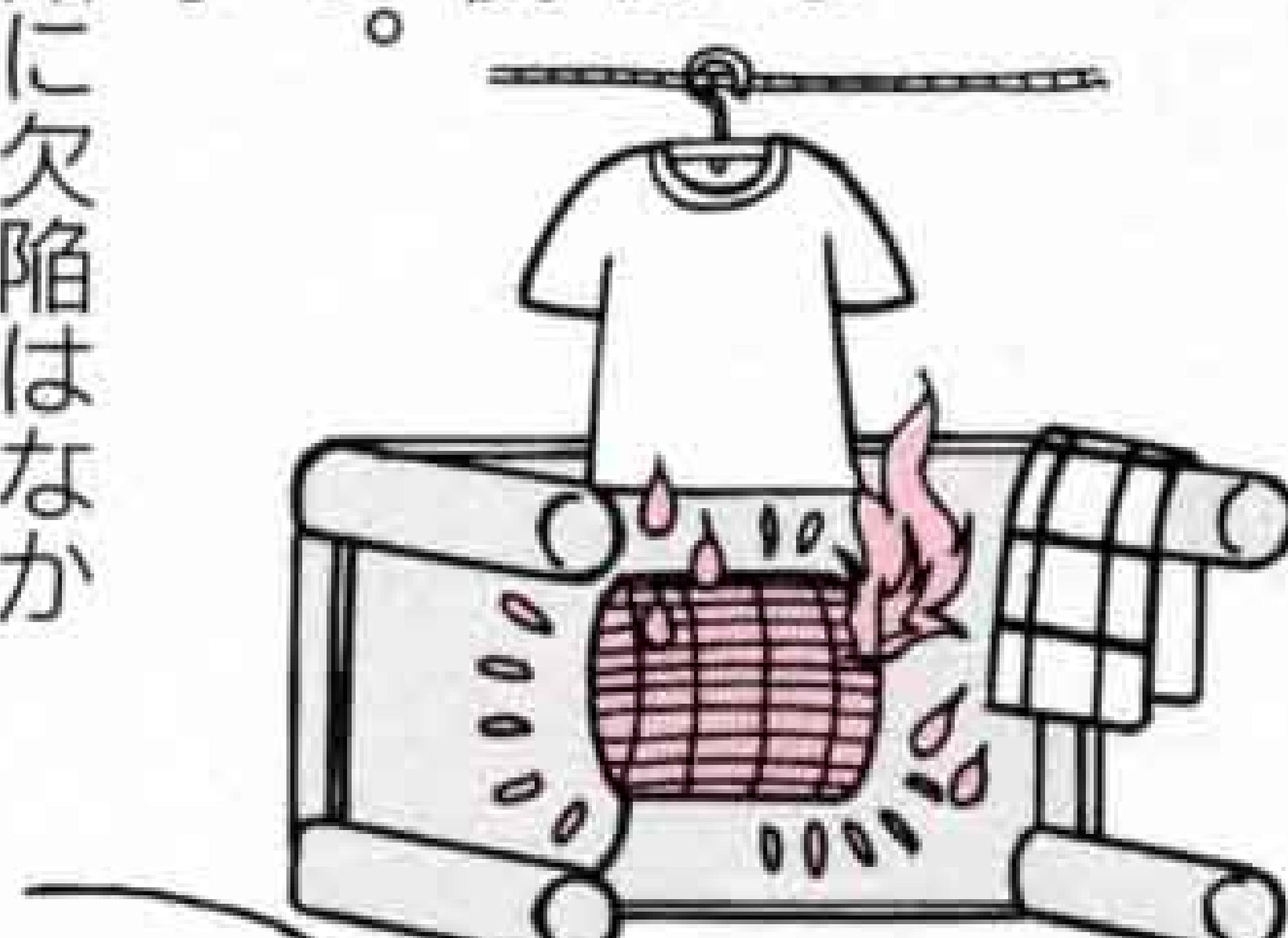
★ 例えば、テレビをつけていたら突然火が吹いて、やけどしてしまった。原因を調べたら設計ミスだった。これは認められます。

も
つ
と
教
え
て

Q

PL法ができるから、もう安心ですね。

★ 製品の欠陥の有無についての判断は、それぞれのケースによって異なりますが、表示や取扱説明書の中に、事故を回避するための指示や警告が適切に示されているかどうかも考慮されます。



Q

どんなものでも、人がつくったものなら「製造物」なんですか？

未加工の農林水産物（果物、野菜、魚）、不動産（住宅）などは製造物ではありません。



問い合わせ

事故が起きたときの対処の仕方やPL法（製造物責任法）の内容などについては

- 富士市消費生活センター ☎ 64-8996
- 富士県行政センター ☎ 63-2299

※製品に関連して起きた事故については、その製造業者などの消費者相談窓口でも、相談を受け付けます

PL法 誕生の秘密

かつてのスタイルの自動車、コンピューター機能の充実した電化製品。次々と新しい便利な製品が生まれているおかげで、私たちは快適な生活を送れるようになりました。ところがその一方、製品の思いがけない欠陥が原因で、事故も起きています。

今まで、被害者がメーカーなどに過失があつたことを証明しなければなりませんでした。しかし、高度な技術と複雑な製造工程から生まれた製品について、メーカーなどのどんな過失で損害が生じたのかを、消費者が証明するのは困難なことです。

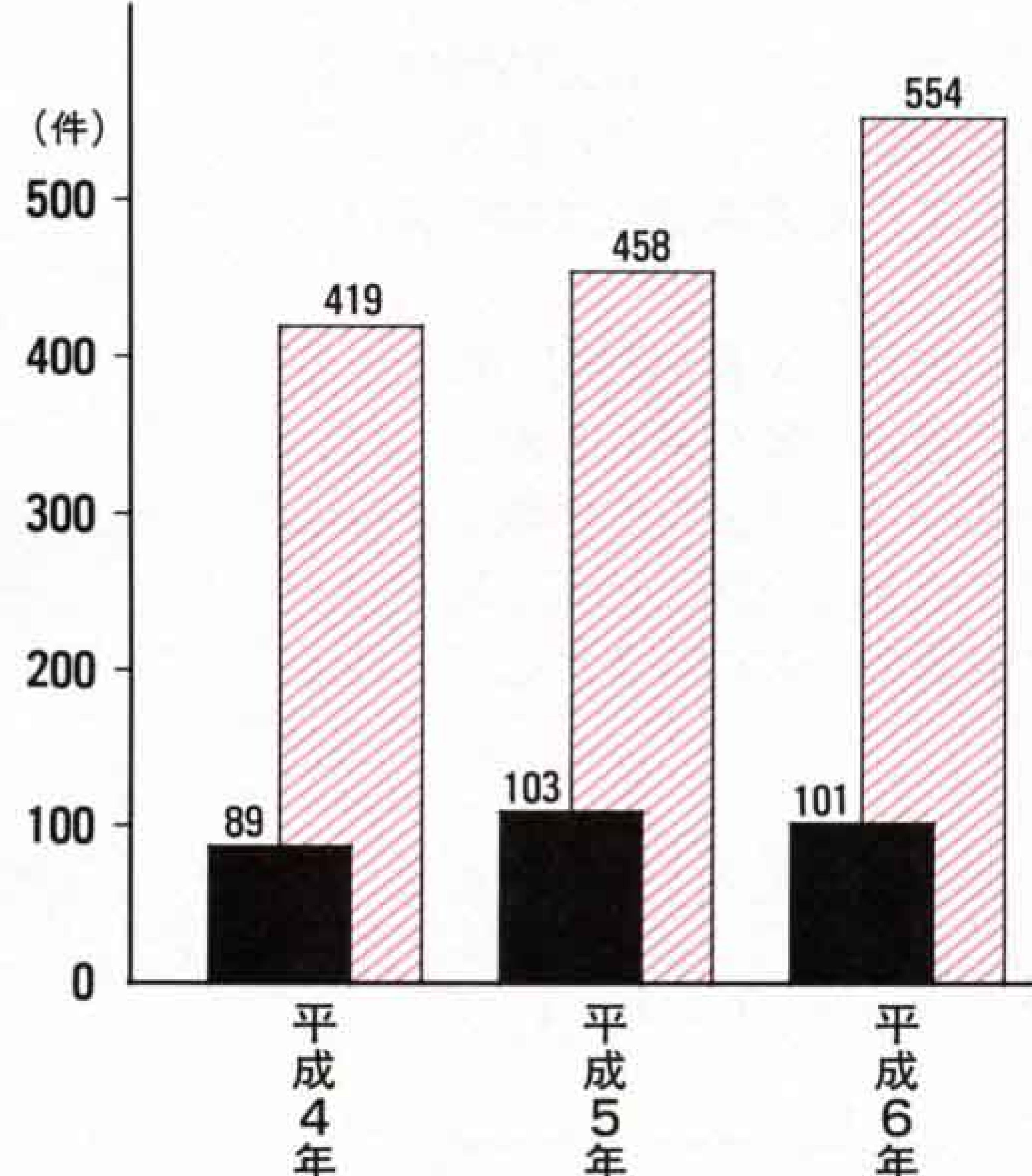
そこで「製造業者の過失」の証明がされなくとも、「欠陥の証明」ができれば損害賠償を求めることができるようになるため、PL法（製造物責任法）は誕生しました。

PL法を活用するためには

事故が起きた場合、損害賠償を求めるためには製品の欠陥を証明することが必要です。そのためには、事故の原因となつた製品は処分せず、手元に残しておきましょう。また、事故が起きてても慌てずに、損害の発生状況や製品の欠陥部分などの写真もしつかり撮つておきましょう。

悪徳商法にご用心

相談件数



※悪徳商法に関する相談の総件数は、年々ふえています。20代の相談件数は、ほぼ横ばいですが、内容を見ると宝石や会員権などの高額商品での被害が多くなっています。

消費生活相談

勧誘を受けて迷ったときや、契約してしまったが解約したいときは、保健婦人センター2階の富士市消費生活センターへ相談してください。

とき 毎週月～金曜日

10:00～16:00

電話 64-8996

危ない



今、若者がねらわれている!!

相談例 ① ビデオカセット・会員

「プレゼント進呈」のはがきが何回か届いた後、若い女性から電話で誘われ喫茶店で会った。クラブ会員になると「旅行に安く行く割引価格で車検ができる」などの説明を受け、入会を勧められた。会員としての特典に魅力を感じ、入会の申し込みをしてしまったが、その際「ビデオカセットの購入が条件」と言われ、ビデオカセット全二十巻五十九万七千六百円の契約をしてしまった。しかし、今の給料では月々の支払いが困難で、ビデオもあまり必要ないので解約したい。

相談者 ② 20歳 男性

相談例 ② 宝石（ダイヤモンド）

若い女性から電話で喫茶店に誘われ、宝石（ダイヤモンド）について説明を受けた。「いずれは必要な物。今はタイピンに加工しておき、結婚相手が決まつたら指輪に直せる」と八十三万三千円のダメヤを勧められ、その気になって契約してしまった。後からよく考えてみると今すぐ必要な物ではないし、高額なので解約したい。

相談者 20歳 男性

（相談者）